「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　主旨

市政や議会に関する情報を市民に正確かつ分かりやすく伝え、市民が必要とする情報を適切に届けるとともに、より多くの市民に読まれる「広報四條畷 LIFE」及び「四條畷市議会だより」を発行するため、企画、編集、デザイン、レイアウト、印刷等の業務を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定します。

２　業務の概要

（１）業務の名称

「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託

（２）契約期間

契約締結日の翌日から令和１４年３月３１日まで

(令和９年４月号から令和１４年３月号)

（３）業務の内容

別添の「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

３　予算限度額

１０５，５４５，４５５円（６０箇月総額、消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

【内訳】

・令和　９年度　２１，１０９，０９１円（消費税及び地方消費税を除く）
・令和１０年度　２１，１０９，０９１円（消費税及び地方消費税を除く）
・令和１１年度　２１，１０９，０９１円（消費税及び地方消費税を除く）
・令和１２年度　２１，１０９，０９１円（消費税及び地方消費税を除く）
・令和１３年度　２１，１０９，０９１円（消費税及び地方消費税を除く）

4　参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当しない者であること。

（２）令和８年度において、四條畷市有資格者名簿（建設工事・コンサル・物品役務）に登録していること。もしくは、参加申込書提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。

（３）過去５年間のうちに、国又は地方自治体が発注する広報誌の作成実績が１年以上あること。

（４）仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。

（５）四條畷市建設工事等指名停止要綱第２条の規定による指名停止期間中でないこと。

（６）四條畷市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（７）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

（９）予算限度額以下で請負うことができること。

（１０）四條畷市役所まで公共交通機関を利用して１時間３０分以内に到達できる場所に、本店、支店または営業所を有していること。

5　日程

時期	内容
11 月２日(月)	プロポーザル実施要領等の公告
11 月 10 日(火)	質問受付期限
11 月 17 日(火)	質問回答日

11 月 24 日(火)	選考関係書類（一次審査）の提出期限
12 月 1 日(火)	第一次審査結果通知送付
12 月 15 日（火）	企画提案書及び企画提案作品提出期限
12 月 22 日(火)	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング、価格評価）
12 月 25 日（金）	受託候補事業者決定の通知
令和 9 年 1 月下旬	契約締結

※スケジュールは変更となる可能性がある。

6　質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、次の方法で質問すること。なお、質問がなかった場合はホームページへの掲載は行わない。

質問に対する回答内容は、本実施要領等の追加または修正とみなす。

受付期間	令和 8 年 11 月 2 日（月）～11 月 10 日（火）16 時 30 分【必着】
質問方法	以下の電子フォームで質問を提出し、その旨企画広報課あて連絡をすること。
電子フォームの URL	https://logoform.jp/form/oZYA/1801562
回答方法	令和 8 年 11 月 17 日（火）11 時 00 分に、四條畷市ホームページに掲載し、個別には回答しないこととする。

7　応募方法

各様式については、四條畷市ホームページから取得すること。

（1）一次審査提出書類

書類	紙媒体	PDF
① 参加申込書【様式 1】	-	各 1 部
② 見積書【様式 2】	-	

③ 会社概要及び実績資料【様式３】※	－	
④ 編集統括責任者及び担当者一覧【様式４】	－	

※業務実績については、次の確認資料を提出すること。なお、資料が提出されない場合や、提出された資料から確認できない実績等については、評価対象としない。

①広報誌制作実績数・制作実績累計年数

過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）における、契約書の写し等、発注者、業務内容及び契約期間が確認できる資料。

②広報誌の受賞歴（受賞歴がある場合のみ）

過去５年間（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）における、受賞した広報誌、受賞年度、コンクール名及び当該広報誌の制作に携わった実績が確認できる資料。

（２）一次審査通過者の提出書類

一次審査を通過した参加事業者は、次の書類を別途指定する期間内に提出すること。

書類	紙媒体	PDF
企画提案書	－	１部
企画提案作品	８部	１部

（３）企画提案書及び企画提案作品について

企画提案書及び企画提案作品の仕様・規格については、別紙【「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」企画提案について】を参照すること。

（４）提出期間

①　一次審査提出書類

令和８年 11 月 20 日（金）11 時 00 分～11 月 24 日（火）16 時 30 分【必着】

②　企画提案書及び企画提案作品　※一次審査を通過した参加事業者のみ

令和８年 12 月８日（火）９時 00 分～12 月 15 日（火）16 時 30 分【必着】

（５）提出方法

①　紙媒体

持参又は郵送にて提出　※郵送先は「13 問合せ先」を参照

②　PDF

電子メールで提出　※送信先は「13 問合せ先」を参照

（６）その他

① 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、応募者の負担とする。

② 提案書の提出は、１者につき１案とする。

③ 提出後の書類の差替え、修正及び追加等は認めない。

④ 提出書類は返却しない。

８ 審査及び選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、一次審査及び二次審査を行う。

一次審査通過者については、一次審査得点、二次審査得点及び価格評価点を合計し、その合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。最高得点が同点の場合は、見積金額の低い提案者を選定する。応募者が１者の場合でも審査を行う。

（１）書類評価（一次審査）

参加資格要件を確認するとともに、業務実績及び業務遂行体制について、審査基準に基づき評価する。評価点が配点の６割未満の者は失格とする。失格者を除く参加事業者が３者を超える場合は、評価点の上位３者を一次審査通過者とする。なお、評価点が同点の場合は、見積価格が低い事業者を上位とする。

（２）技術評価（二次審査）

一次審査通過者について、企画提案書及び企画提案作品によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準に基づき評価する。二次審査の評価点が配点の６割未満の者は失格とする。

実施日	令和８年１２月２２日（火）
実施場所	四條畷市役所　東別館２階　２０１会議室
実施内容	・企画提案書による説明を実施し、その後ヒアリングを行う。 ・時間は各事業者１時間以内（プレゼンテーション４５分以内※準備・片付けを含む、質疑応答１５分以内）・プレゼンテーションに必要な電子機器については、事業者において用意すること。（スクリーンは除く） ・プレゼンテーションは提出した企画提案書及び企画提案作品を用いた内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。

出席者	各事業者の出席者は最大３名までとする。
評価方法	別添【「広報四條畷 LIFE」「四條畷市議会だより」作成業務委託公募型プロポーザル審査基準】に基づいて、評価する。

（３）価格評価

一次審査通過者について、提出された見積書の見積金額に基づき、審査基準に定める方法により価格評価を行う。

９　失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①　提出期限を過ぎて書類の提出があった場合

②　提出書類に虚偽の記載があった場合

③　見積額が予算限度額を超えている場合

④　プレゼンテーションに欠席した場合

⑤　本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合

⑥　技術評価の評価点が６割に満たなかった場合

⑦　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑧　選考期間中及び契約締結前に、指名停止、不正行為、虚偽の申請が認められた場合

⑨　①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

１０　結果の公表

審査結果は、参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載することとする。

１１　契約

選定委員会で選定した優先交渉権者と、業務内容等について協議、合意した後、「広報四條畷 LIFE」、「四條畷市議会だより」それぞれ別に業務委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点事業者と協議を行うものとする。

１２　辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第５号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

１３　問合せ先

〒５７５－８５０１　四條畷市中野本町１番１号

四條畷市総合政策部企画広報課

ＴＥＬ　０７２－８７７－２１２１（代）

受付時間：９時００分～１６時３０分

Ｅ-mail　kouhou@city.shijonawate.lg.jp